

富津市ネーミングライツ契約書【複数企業】

富津市（以下「甲」という。）と●●、△△をその構成員とし、●●をその代表者とする■ ■（以下「乙」といい、その構成員を「乙の構成員」、またその代表者を「乙の代表者」という。）は、甲が所有する●●●●に対する施設命名権及びこれに付帯する諸権利等（以下「ネーミングライツ」という。）の導入に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（対象施設）

第2条 対象施設は、次のとおりとする。

施設名	所 在	区 分	数 量	備 考

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、第13条の規定により、契約期間が満了する前に、本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

（契約金額）

第4条 本契約に基づく契約金額は、下表のとおりとする。

期 間	金 額
令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年3月31日	円
令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年3月31日	円

令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年3月31日	円
令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年3月31日	円
令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年3月31日	円

(契約金額の支払及び延滞金)

第5条 乙は、前条に定める金額を、契約期間中の各年度に甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに甲に納入しなければならない。

2 乙が、前項に規定する期日までに前条第1項に規定する金額を納付しないときは、支払期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した違約金を甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により甲に納入しなければならない。

(ネーミングライツ)

第6条 甲は、乙に対して、対象施設のネーミングライツを付与する。

この場合、乙の定める対象施設の名称は愛称とし、対象施設の正式名称はこれを変更しない。

2 対象施設の愛称は次のとおりとする。

「 」

3 乙は対象施設のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

(施設命名権に付帯する諸権利)

第7条 甲が、本契約に基づき乙に提供する諸権利は、次に掲げるとおりとする。

(1) 愛称掲出権：富津市ホームページ、広報紙、パンフレット等
(愛称表示サイン等の設置)

第8条 乙は甲と協議の上、対象施設の施設及び敷地内に新たに愛称表示サイン（以下「サイン」という。）を設置することができるものとする。

2 サイン設置工事は、乙が実施するものとし、その費用は乙の負担とする。

3 本契約終了時は、乙の費用負担により、原状回復するものとする。

4 甲は、甲以外の第三者が設置した対象施設外のサインについて、当該第三者に対し、第6条第2項の愛称に基づくサインの変更の申し入れに

協力することとするが、当該変更に係る費用負担はしないものとし、当該第三者がサインの変更に応じなかった場合にも、乙に対してその責めを負わない。

(サインの管理)

第9条 サインの修繕等、維持管理に要する費用については、乙が負担するものとする。また、サインの損壊等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙の負担とする。

(ネーミングライツの周知)

第10条 甲は、対象施設のネーミングライツに対する市民及び施設利用者への周知と理解を図るため、あらゆる機会を利用して、愛称の普及及び定着に努めるものとする。

(知的財産権の無償使用)

第11条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除権)

第13条 乙について、指定した期日までに役務の提供がないことや、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為として本契約の継続が困難な状況が発生したと甲が判断したときは、甲は本契約を解除することができる。

2 前項に定める契約解除を甲が行ったときは、乙は当該解除の日を含む契約年度に係る履行済みの役務に関して甲に求償することができない。

3 災害その他の不可抗力等、甲乙双方の責めに帰し得ない事由により契約に定める義務を履行できない場合においても、乙は履行済みの役務

に関して甲に求償することができない。

4 前項及び第1項の場合にあっては、乙の費用負担により、第8条の規定により設置したサインの原状回復を行うものとする。

(有益費等の放棄)

第14条 本契約が終了したとき、又は甲が前条第1項に定める解除権を行使したときは、乙は乙の支出した有益費及び必要費等があってもこれを甲に請求することはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合には、甲は第13条第1項に基づき契約を解除できる。

(契約の費用等)

第16条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはいけない。

2 前項の規定は、本契約の終了または解除の後も効力を有する。

(補則)

第18条 本契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙の協議により定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書●通を作成し、甲及び乙の構成員は、それぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表者及び構成員が各1通を保有する。

年 月 日

(甲) 千葉県富津市下飯野 2 4 4 3 番地
千葉県富津市
千葉県富津市長 高 橋 恭 市

(乙)
(代表者)

(構成員)